

## 宮城県障害福祉計画（中間案）に寄せられた御意見と県の考え方

注1：「意見」の「パブコメ」はパブリックコメント、「個別」は関係団体等への個別説明、「審議会」は精神保健福祉審議会における御意見  
 注2：「反映」の「○」は御意見を本文に反映したもの、「一部」は御意見の一部を本文に反映したもの、「－」は今後の取組の参考とするもの

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
第2章 提供体制の確保に係る目標 1 障害者に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標						
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行						
7・8	1	個別	地域移行は国の指針の基準に持つて行くための手段を書くべきではないか。施設を出ることができる人を出すのではなく、まずは出してから受け入れ環境を整えていくべきはないか。	<p>地域移行は国の指針の基準に持つて行くための手段を書くべきではないか。施設を出ることができる人を出すのではなく、まずは出してから受け入れ環境を整えていくべきはないか。</p>	<p>県の障害福祉計画については、市町村計画と整合を図ることが求められておりますが、地域生活移行者数に関する目標については、地域の実情に応じた市町村計画の目標値を尊重しつつも、県全体の地域生活移行を先導する趣旨から、市町村と個別に調整を行い、目標値の上方修正を促すなどして、最大値となる113人に設定したところです。</p> <p>また、現在、施設に入所されている方の多くが、現在の社会資源の状況では地域での生活が難しい方であり、施設の受入可能者数が限られていることや、現在在宅で生活されている方でも、障害の重度化等により、施設入所を希望する方が増加している現状などから、次の計画期間中における施設入所者の削減目標は設定しないことといたしました。</p> <p>今後は、目標値を上回る実績の達成を目指し、重度の障害や精神障害のある人向けのグループホームや、地域生活支援拠点等の整備に対する県単独補助事業等、関連施策の着実な推進に努めてまいります。</p> <p>なお、目標設定の考え方にこの旨追記しました。</p>	一部
	2	パブコメ	<p>施設入所者の削減目標を設定しない理由として</p> <p>①社会資源の不整備</p> <p>②入所待機者が多数であること</p> <p>③特別養護老人ホームも入所待機者が多数であると挙げられているも、それらは施策としての①に跳ね返ってくる。つまりは、地域資源の創出がすすまないから入所者が地域移行できないのだ。</p> <p>県として地域移行をめざすのであれば、少数でも数値目標を設定すべきだ。</p>			

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
	7・8	3	個別	<p>第三次機能としての県立施設の役割について</p> <p>計画では、入所型施設の地域移行の数を113人としていますが、一方で国が設けている入所施設の定員削減は待機者が多くいることを理由に目標を設定していません。これは、かつての「福祉先進県のみやぎ」からして恥ずかしいかぎりです。</p> <p>地域移行者が増えている一方で、新たな施設入所者を生み出していることとなります。また、今後とも待機者が減少するとは考えにくいのが現状です。</p> <p>入所型施設利用が必要な方がいることは現実ですが、障害者基本計画に基づき、あくまで、入所型施設は、たとえ重度・高齢であっても地域生活を目指した中間施設であることを再認識すべきです。有期限・有目的を徹底すべきです。</p> <p>その意味で、県がまず率先して県立施設（児童の啓佑学園、成人の船形コロニー）で専門的機能を高めることで、地域移行を実践すべきです。県立施設は、セーフティネット機能だけでなく、第三次支援機能として、強度の発達障害、重度障害児者を積極的に受け入れ、有期限で高度の専門的治療・支援を実施し、民間の施設（地域の二次的支援機能の入所施設）・グループホームに移行させていく機能また、民間施設職員への技術支援機能を積極的に持つことが求められていると思います。それであれば入所定員が減らなくても「福祉の宮城」の威信は保たれます。</p>	<p>県立施設である船形コロニーでは、これまでも入所者の地域移行を推進してまいりましたが、現在では、地域での生活が難しい重度・最重度の障害のある方や、高齢化に伴い医療的ケアを要する方が多数を占めており、また、そのような方に対応したグループホーム等の社会資源が不足していることなどから、地域生活移行の動きは鈍化しています。さらに、地域においても障害の重度化や支援する家族の高齢化等を受けて、施設入所を希望される方も一定数おられることから、引き続き県立施設としてのセーフティネット機能を果たすべく、再整備を行うこととしております。</p> <p>また、再整備後は県立施設としての基本的役割として、地域の社会資源をコーディネートする機能も担うこととしており、民間施設や障害福祉施設関係者との連携を一層強化するとともに、民間施設等の優れた取組に関する情報収集・提供等を通じた県全体の支援技術の底上げなど、地域移行に向けた環境整備にも取り組んでまいります。</p> <p>なお、40ページの船形コロニー整備事業の説明について、この趣旨を踏まえた記述に修正しました。</p>	一部
<b>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>						
	8	4	個別	<p>県における協議の場は、自立支援協議会精神障害部会ではなく審議会レベルが適切ではないか。また、地域包括に適した委員構成や市町村参加が必要。</p>	<p>これまでの取組や構成員等を考慮し、同部会での協議が適切と考えておりますが、委員構成や運営方法等については改めて検討してまいります。</p>	—

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
<b>(3) 地域生活支援拠点等の整備</b>						
	10	5	個別	市町村の取組を進めるための県の支援が必要。	県では、制度説明や施設整備に係る費用の補助等の支援を通じて、地域生活支援拠点等の整備を促進しており、その旨を追記しました。	○
<b>第2章 提供体制の確保に係る目標 2 障害児に対するサービス等の提供体制の確保に係る目標</b>						
<b>(2) 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保</b>						
	13	6	個別	<p>児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の促進と地域格差の解消</p> <p>両事業は、障害児等への療育を推進する上で不可欠な事業です。障害児福祉計画では期間内に圏域毎に1カ所の設置を数値目標としていますが、現実的には最低でも市町村1カ所以上必要であり、現状を厳しく直視し、さらなる推進を求めます。</p> <p>また、国は児童福祉法の改正で両事業の量的制限をかけようとしていますが、仙台圏と他の地域における事業所の設置数の格差はひどく、不足している地域が大半です。安易な制限は設けることなく、地域格差の解消を期待します。</p>	<p>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業所は、国の指針を踏まえ圏域毎に1カ所の設置を目標としていますが、今後は、市町村とも連携しながら、地域の実情を把握し、より一層の整備の必要性等について検討してまいります。</p> <p>また、両サービスは、全国的な事業所の増加により利用者のニーズを超える可能性があることから、障害児福祉計画で定めたサービス見込量を超えるような場合は、新たな事業所の指定をしないことができるよう児童福祉法の改正が行われましたが、県としましては、地域の実情を踏まえ慎重に対応してまいります。</p>	—
<b>第3章 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策 2 障害福祉サービス等の必要な量の見込</b>						
<b>(1) 指定障害福祉サービス等の必要な量の見込み</b>						
	27	7	審議会	グループホームの利用見込みのうち、障害種別毎の内訳はわかるのか。	<p>グループホーム（共同生活援助）の平成28年度実績では、利用者2,180人のうち身体障害のある人が128人（6%）、知的障害のある人が1,434人（66%）、精神障害のある人が618人（28%）となっており、今後の整備状況にもよりますが、概ねこの割合で推移していくものと想定しております。</p> <p>なお、他のサービスの平成28年度実績についても、障害種別毎の内訳を追記しました。</p>	一部

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
	29	8	個別	計画相談支援について、事業所によらない「セルフプラン」が未だ多いと思われることから、利用抑制の目標を設定すべきではないか。	「セルフプラン」とは、障害福祉サービスの利用にあたり市町村に提出が必要な「サービス等利用計画案」のうち、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するものをいいます。国の基本指針において、セルフプランの利用抑制目標の設定は求められていないことから、本計画においても目標値の設定は行いませんが、適切なサービス等利用計画案の策定を推進するため、相談支援従事者研修の内容の充実や受講者拡大などに取り組んでまいります。	—
<b>(6) 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量</b>						
	39	9	個別	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量について、説明が必要ではないか。	地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量とは、精神科病院における長期入院患者のうち、精神障害のある人を支える地域の医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加及び就労支援等の体制が整備されることにより、退院することが可能と見込まれる人数です。平成26年の精神病床入院患者数を元に、国の基本指針に基づき算定し、障害福祉サービス等の見込量設定において考慮することとされており、この旨を追記しました。	○
<b>第6章 地域生活支援事業等の実施に関する事項</b>						
<b>1 地域生活支援事業</b>						
	49	10	個別	精神障害者地域生活支援広域調整等事業の地域生活支援広域調整会議については、県障害者自立支援協議会精神障害部会のことだと思うが、地域包括ケアを検討するのであれば、回数を増やすべきではないか。	御意見のとおり、「地域生活支援広域調整会議」は「県障害者自立支援協議会精神障害部会」を想定しておりますが、この開催回数は、実際の検討課題等を考慮し設定することが適切であることから、計画上の回数は基本とするものである旨を追記しました。	○

項目	ページ	No	意見	御意見の内容	県の考え方	反映
2 地域生活促進事業						
	53	11	個別	障害者就業・生活支援センターでは、スタッフの精神障害者への理解・対応経験が不足しているほか、実利用見込者数が増加に伴うスタッフの担保が必要ではないか。	<p>障害者就業・生活支援センターは、社会福祉法人等に委託し各圏域に設置されておりますが、実際の利用者数の推移を踏まえ、より適切な支援体制を構築してまいります。</p> <p>なお、障害者プランの重点施策に、同センターの機能強化を追記しました。</p>	○ (計画)